

高知大学医学部看護学科授業実施細則

平成16年4月1日
規則第231号

最終改正 平成31年4月26日規則第8号

(趣旨)

第1条 この細則は、高知大学医学部看護学科授業科目履修規則（以下「規則」という。）第8条の規定に基づき、医学部看護学科（以下「看護学科」という。）における授業の実施に関し必要な事項を定める。

(履修の届出)

第2条 学生は、規則別表1に掲げる授業科目のうち、選択科目及び自由科目に属する授業科目を履修しようとするときは、所定の様式による履修届を提出しなければならない。

(単位修得の認定)

第3条 規則第4条に規定する授業科目の単位修得の認定は、総括担当者を置く授業科目にあつては、総括担当者が行い、複数の担当者が担当する授業科目にあつては、筆頭担当者が、他の担当者と協議の上、行うものとする。

(評語の基準)

第4条 高知大学医学部規則（以下「医学部規則」という。）第13条に規定する成績の評語は、それぞれ、次の評点に対応するものとする。

秀 100～90点

優 89～80点

良 79～70点

可 69～60点

不可 59～0点

(試験等)

第5条 医学部規則第11条第2項に規定する試験は、随時試験、定期試験、追試験及び再試験とする。

- 2 定期試験は、原則として、あらかじめ定めた試験期間内に行うものとする。
- 3 病気その他やむをえない事由により定期試験を受けなかった者には、願い出（別記様式1）により、追試験を行うことができる。
- 4 定期試験又は追試験に不合格の者で、担当者が合格の見込みがあると認めた者には、

再試験を行うことができる。再試験は1回限りとし、成績の評価は、可を限度とする。

5 前4項の規定は、履修の認定を試験以外の審査により行う場合にも準用する。

(他の大学等の授業科目の履修)

第6条 学生は、学則第49条及び第50条の規定により他の大学等の授業科目を履修又は学修しようとするときは、所定の様式(別記様式2)による学外履修願を提出し、医学部長を経て学長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定は、学則第15条の規定により外国の大学に留学する場合に準用する。

(他の大学における履修等による単位の認定)

第7条 学生は、学則第15条及び第49条から第51条までの規定による他の大学における履修等による単位の認定を受けようとするときは、所定の様式(別記様式3)による単位認定願を提出し、審査を受けなければならない。

2 前項の審査は、学務委員会が行う。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から実施する。

附 則(平成17年3月15日規則第491号)

この細則は、平成17年4月1日から実施する。

附 則(平成20年3月26日規則第127号)

この細則は、平成20年4月1日から実施する。

附 則(平成27年2月17日規則第54号)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

2 改正後の規則の規定にかかわらず、第4条の適用について、平成26年度以前の入学生は、なお従前の例による。

附 則(平成31年4月26日規則第8号)

この規則は、令和元年5月1日から実施する。

別記様式2 (第6条関係)

学 外 履 修 願

年 月 日

高知大学長 殿

医学部看護学科

第 年生

学生番号

番

氏 名

高知大学学則第49条及び第50条の規定に基づき、他の大学等の授業科目を履修(学修)したいので、下記により願います。

記

志願先大学等の 名称・学部・学科等	
志願先大学等における 身分(注1)	特別聴講学生 科目等履修生 その他 ()

(注1) 外国の大学の場合は「その他」とする。

履修(学修)を志願する授業科目						
名	称	単位数 (注2)	予定履修(学修)期間			
			年 度	学期から	年 度	学期まで
1.						
2.						
3.						
4.						
5.						
6.						
7.						
8.						
9.						
10.						

(注2) 単位制でない科目については時間数を記入する。

単位互換を予定する本学の授業科目				
名	称 (注3)	単位数	必修・選択の別	開設年次
1.				
2.				
3.				
4.				
5.				
6.				
7.				
8.				
9.				
10.				

(注3) 「履修(学修)を志願する授業科目」に対応する番号の欄に記入すること。

